

# 三原市指定給水装置工事事業者

## 各種届出等のご案内

### 指定事項の変更 主任技術者選任・解任

- ◆ 名称及び所在地等の指定事項に変更があったときは、変更があった日から30日以内に「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」を提出してください。
  - ◆ 給水装置工事事業者の指定を受けた日から14日以内、選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に、その他は、遅滞なく「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」を提出してください。
- なお、給水装置工事主任技術者を欠いた状態は「指定の取り消し」要件に該当しますので注意してください。

#### 【添付書類】

(表中○印が添付書類として必要です。)

届出の種類		定款(財団法人の場合は寄付行為)の写し	登記簿の謄本	住民票又は外国人登録証明書	誓約書	備考
指定事項の変更	氏名又は名称	法人	○	○		謄本(記載事項証明証)、住民票は発行日から3ヶ月以内のもの  定款は直近のもの
		個人			○	
	住所	法人	○	○		
		個人			○	
	代表者	法人	○	○	○	
	役員	法人		○	○	
事務所の名称又は所在地	法人					支店の移転等本店の変更登記や住民登録の変更を伴わないもの
	個人					
主任技術者の選任・解任	法人					免状又は主任技術者証の写しを添付(選任のみ)
	個人					

- ◇「氏名」又は「名称」、「住所」、「代表者」の変更の場合は、「指定給水装置工事事業者証」を差し替えて交付します。
- ◇法人・個人を問わず事業者の承継(個人から個人への相続、個人から法人への組織化、法人から法人への営業譲渡、合併に伴う新会社の設立)を行う場合は「廃止」→「新規」の手続きをとってください。
- ◇「有限」から「株式」への組織変更の場合には同一法人とみなし、名称変更になります。

### 事業の廃止、休止又は再開の届出

廃業や合併による消滅等があったときは、次のとおり「給水装置工事事業者」を提出してください。

- ◆ 廃止、休止……当該廃止又は休止の日から30日以内
- ◆ 再開……当該再開の日から10日以内

廃止  
休止 届出書  
再開



添付書類は不要ですが、「廃止」の場合は「指定給水装置工事事業者証」を返納してください。

# 三原市指定給水装置工事事業者

## 新規申請のご案内

◆ この「指定」を受けるための手続きは、以下のとおりです。

### 【指定の申請に必要な書類】

個人	法人	申請の際に、お持ちいただくもの	備考
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	「指定給水装置工事事業者指定申請書」 (様式第1)	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	「機械器具調書」(別表)	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	「誓約書」(様式第2)	
<input type="radio"/>	—	住民票の写し	発行日から3ヶ月以内のものを添付してください。 なお、外国人の方の場合は「外国人登録証明書」 の写しを添付してください。
—	<input type="radio"/>	定款の写し	直近のものを添付してください。
—	<input type="radio"/>	登記簿謄本 又は 記載事項証明書	発行日から3ヶ月以内のものを添付してください。
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	「給水装置工事主任技術者 選任・解任届出書」(様式第3)	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	選任される主任技術者の 免状 又は 技術者証の写し	(様式第3)の内容確認に必要です。
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	写真	機械器具・事業所の外観および内部を写したもの
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	位置図	事業所の位置がわかる地図

### 【指定給水装置事業者証(指定証)の交付】

三原市水道部指定給水装置工事事業者として指定を行ったときは、事業者証(指定証)を交付します。  
事業者証(指定証)を交付する日は、審査後に連絡します。

### 【指定手数料】

事業者証(指定証)交付の際に指定手数料を納付していただきます。

手数料 10,000円

### 【その他】

工事の設計、施工基準、届出・申請方法等の記載された「三原市給水装置設計施工基準」は、三原市水道部のホームページからダウンロードできます。

### 【申請場所】

〒723-0065 広島県三原市西野五丁目14番1号

三原市水道部工務配水課給水係

電話 0848-64-2294 (直通)

FAX 0848-64-2135

暮らしの水をささえています

三原市水道部

